平成２６年（フ）第６５号
千葉県茂原市東郷917番地12
破産者　村川キヌ子
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
千葉県茂原市東郷917番地12
破産者　村川　　聡
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
大分市大字森町36番地の６
破産者　有限会社大分エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４５６号
仙台市青葉区愛子東５丁目９番23号李香ビル２Ｆ
破産者　有限会社李香
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
栃木県那須塩原市埼玉152―６　カーサヴェルデＢ号棟103号室、住民票上の住所福島県郡山市開成２丁目20番２号　ソレイユ開成101号
破産者　工藤　啓二
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第３１５号
川崎市幸区小倉801番地
破産者　株式会社ヨシムラ商会
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２８３号
大阪市東成区大今里南１丁目24番13号
破産者　株式会社ヒロハタ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９５号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号
破産者　株式会社関西ツーリスト
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４４号
大阪市中央区備後町１丁目６番２号
破産者　有限会社ジール
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５５号
大阪府八尾市太田新町８丁目181番地
破産者　株式会社パンチ屋
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１３号
大阪市平野区平野馬場２丁目３番12―902号
破産者　株式会社アド・ケイエムシー
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９２号
大阪府豊中市服部西町１丁目９―33
破産者　有限会社機和製作所
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７号
大阪府松原市三宅中５丁目９番19号
破産者　有限会社共成設備
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８１号
大阪市住之江区平林北２丁目４番１号
破産者　オゴー土地建物管理株式会社（旧商号小郷木材株式会社）
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８３号
大阪市住之江区平林北２丁目４番１号
破産者　小郷木材株式会社（旧商号有限会社オゴーハウス）
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県川西市小花２丁目27番３―302号、前住所兵庫県川西市花屋敷山手町13番22号
破産者　以和貴建築設計事務所こと　松田　隆
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市北河原４丁目１番20号
破産者　株式会社タナカ
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
熊本市東区健軍本町21番６号
破産者　株式会社ファミリージャパン
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５８号
熊本市東区健軍本町21番６号
破産者　ファミリー音楽産業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５７号
沖縄県浦添市勢理客４丁目21番６号
破産者　株式会社沖土質コンサルタント
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７５５号
東京都小平市学園西町２丁目11番５号
破産者　桑田　茂治
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８３号
長野県茅野市豊平1248番地
破産者　有限会社タケトヨ電子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部